納　税　証　明　書　交　付　請　求　要　領

香川県県税事務所

1　納税証明書の種類

発行する納税証明書には、次の種類がありますので、必要となる納税証明書の種類・税目・年分・枚数について、提出先等にあらかじめご確認ください。

納税証明書の種類	証明内容
納税証明書（各税目）	納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等
納税証明書（香川県入札等）	全税目（個人の県民税及び地方消費税を除く）について未納の税額がないこと
納税証明書（酒類販売業免許申請等）	滞納の税額がなく、過去２年間滞納処分を受けたことがないこと
納税証明書（公益法人認定申請等）	過去３年間滞納処分を受けていないこと

(注)納付後 1～2 週間以内に納税証明書を請求する場合は、納税の確認ができない場合がありますので、領収証書の原本等をご持参ください。なお、法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税について請求する場合は、上記書類のほか、申告書の控え（受付印のあるもの）も併せてご持参ください。

2　納税証明書の発行場所

■香川県県税事務所総務課　〒760-0068 高松市松島町一丁目 17-28
電話番号　087-806-0306

■県民センター・中讃税務窓口センター

名　　称	郵便番号	事務所の住所地	電話番号
東讃県民センター	769-2401	さぬき市津田町津田 930-2 香川県大川合同庁舎内	0879-42-1370
小豆県民センター	761-4121	小豆郡土庄町渕崎甲 2079-5 香川県小豆合同庁舎内	0879-62-2266
中讃県民センター	765-0014	善通寺市生野本町 1-1-12 香川県仲多度合同庁舎内	0877-62-9610
西讃県民センター	768-0067	観音寺市坂本町 7-3-18 香川県三豊合同庁舎内	0875-25-5200
中讃税務窓口センター	762-0011	坂出市江尻町 1355 香川県坂出合同庁舎内	0877-46-0421

(注)香川県庁税務課では納税証明書の発行を行っていません。

(注)中讃税務窓口センターでは香川県収入証紙を販売しておりませんので、あらかじめ売りさばき所でご購入いただきますようお願いいたします。

URL:https://www.pref.kagawa.lg.jp/suito/syousi/kfvn.html

３　請求できる方

⑴　納税者ご本人

⑵　本人の代理人（書面等により本人の委任又は同意を受けている者のほか、納税管理人、破産管財人、清算人及びその他の法定代理人）

４　納税証明書を請求する際に必要なもの

納税証明書を請求するため、窓口に来られる際は、次のものを持参していただく必要があります。

【お願い】

納税証明書は、納税者の皆様の大切な情報を証明するものですから、窓口に来られた方の確認等を行わせていただいておりますので、ご協力をお願いします。

⑴　納税者（証明書を必要とされる方）が個人の場合

①　納税者ご本人が窓口に来られる場合

ア　納税証明書交付請求書

「５納税証明書交付請求書の記載要領」を参照の上、必要事項を記入し持参してください。

イ　手数料の金額に相当する香川県収入証紙

手数料の計算方法は、「６手数料」を参照してください。

香川県収入証紙の販売場所は、「７香川県収入証紙の販売場所」を参照してください。

ウ　窓口に来られた方ご本人であることを確認できるもの

(例)マイナンバーカード、運転免許証など。（別紙参照）

②　代理人の方が窓口に来られる場合

ア　納税証明書交付請求書

「５納税証明書交付請求書の記載要領」を参照の上、必要事項を記入し持参してください。

※　亡くなられた方の証明書は、相続人の方から交付請求できますが、亡くなったこと及び相続関係が確認できる戸籍関係書類の提示が必要です。

イ　手数料の金額に相当する香川県収入証紙

手数料の計算方法は、「６手数料」を参照してください。

香川県収入証紙の販売場所は、「７香川県収入証紙の販売場所」を参照してください。

ウ　窓口に来られた方ご本人であることを確認できるもの

(例)マイナンバーカード、運転免許証など。（別紙参照）

エ　納税者からの委任状

アの請求書が委任状を兼ねた様式になっています。代理人の方が窓口でアの請求書を記入する場合は、委任状を納税証明書交付請求書に添付して提出してください。

なお、委任されたかどうかをご本人に電話で確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

※　ご家族の方も代理人となります。

※　代理人の方には、納税証明書の使用目的をあらかじめお伝えください。

⑵　納税者（証明書を必要とされる方）が法人の場合

ア　納税証明書交付請求書

「５納税証明書交付請求書の記載要領」を参照の上、必要事項を記入し持参してください。

イ　手数料の金額に相当する香川県収入証紙

手数料の計算方法は、「６手数料」を参照してください。

香川県収入証紙の販売場所は、「７香川県収入証紙の販売場所」を参照してください。

ウ　窓口に来られた方ご本人であることを確認できるもの

(例)マイナンバーカード、運転免許証など。（別紙参照）

※　法人の代表者が窓口に来られた場合であっても、本人であることが確認できる書類が必要です。

エ　委任状（法人の代表者の記名があるもの）

窓口でアの請求書を記入する場合は、納税証明書交付請求書に添付して提出してください。

オ　収益事業を行っていない法人又は香川県に事業所がない法人の場合は、法人登記に係る履歴事項全部証明書（写し可。発行から概ね３ヶ月以内）を持参してください。

５　納税証明書交付請求書の記載要領

納税証明書交付請求書の各欄の記載要領は、次のとおりです。

①　「窓口に来た人（納税者又は受任者)」欄

窓口に来られる方の住所、氏名、生年月日及び電話番号（日中に連絡が取れるもの）をご記入ください。

②　「納税者(委任者)」欄

納税者の方の住所・氏名（法人の場合には登記簿上の本社所在地、法人名及び代表者職・氏名）・生年月日及び電話番号をご記入ください。

③　「使用目的」欄及び「証明書の種類」欄

使用目的及び請求する納税証明書の種類にレ印を付け、請求部数をご記入ください。該当する種類により必要な事業年度、所得年をご記入ください。あてはまる使用目的がない場合は、その他にレ印を付け、かっこ内に使用目的をご記入ください。複数種類の証明書についての交付請求も可能です。

④　「香川県収入証紙ちょう付欄」

香川県収入証紙を貼ってください。香川県収入証紙には絶対に消印しないでください。消印したものは無効となります。

６　手数料

納税証明書の交付請求には、１税目×１年×１部を１件と数え、１件につき 400 円の手数料（香川県収入証紙）が必要です。

①　法人県民税・法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税はまとめて１税目と数えます。

②　同一税目の数年分の証明を１つの証明書にすることはできません。

③　香川県収入証紙の払い戻しはできません（未使用であっても不可)。

※　手数料を切手、収入印紙又は現金で納付することはできません。

７　香川県収入証紙の販売場所

香川県ホームページの香川県収入証紙売りさばき所一覧をご覧いただくか、県税事務所までお尋ねください。

URL:https://www.pref.kagawa.lg.jp/suito/syousi/kfvn.html

８　郵送での交付請求

納税証明書を郵送で請求される方は、事前に県税事務所に納税証明書の発行が可能かどうかお問い合わせをいただいたうえで、次の書類を県税事務所へ送付してください。

①　必要事項を記載した納税証明書交付請求書

②　手数料に相当する香川県収入証紙又は定額小為替証書

香川県内在住の方（小豆島以外の島しょ部を除く）は香川県収入証紙を、県外在住又は県内島しょ部在住で、香川県収入証紙を購入できない方は定額小為替証書を同封してください。

手数料の計算方法は、「６手数料」をご参照ください。

※　手数料を切手、収入印紙又は現金で納付することはできません。

③　所要の切手を貼った返信用封筒

宛先を記入し、切手を貼ったものを同封してください。納税証明書は、県税事務所に現在届け出ている納税者ご本人の住所、法人の本社所在地又は委任状に記載された代理人の住所以外には送付できませんので、あらかじめご了承ください。

なお、速達での受領をご希望の方は、通常の郵便料金に速達料金を加算した合計金額に相当する切手が必要です。

④　その他の確認書類

納税者が個人の場合は、本人確認書類の写しを同封してください。（別紙参照）

納税者が法人の場合で、収益事業を行っていない法人又は香川県に事業所がない法人のときは、履歴事項全部証明書（写し可。発行から概ね３ヶ月以内）を同封してください。

内容確認後、添付された書類は証明書と一緒にお返しいたします。

(注)請求された内容に関して、ご本人又は代理人の方に電話で確認させていただくことがあります。

９　その他

請求枚数が多量である場合など発行までに時間を要することがありますので、あらかじめご了承ください。

■お問い合わせ先

香川県県税事務所　〒760-0068 高松市松島町一丁目 17-28（香川県高松合同庁舎内）
電話番号　087-806-0306

■県ホームページ

URL:https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/kfvn.html